

平成26年 7月14日
水管理・国土保全局 防災課

災害復旧事業における総合単価の改善について（お知らせ）

今般、被災地域の早期復旧を支援するため、災害査定時に使用する総合単価の限度額を撤廃しました。

このことによりさらなる災害復旧の迅速化、事務の効率化が図れます。

■使用限度額：1,000万円未満→上限なし

【総合単価】

総合単価とは、災害復旧費用を算出する場合に通常は積上積算を行いますが、災害査定事務を合理化及び簡素化する観点から、例えばブロック積み護岸の場合、被災延長に総合単価（円/m²）を乗じて工事費用を容易に算出できるよう設定された単価です。

※昭和49年に制度化され、使用限度額は昭和62年から1,000万円未満

※積上積算：必要工種の労務費、材料費、機械経費に所定の数量を乗じ、個々の費用を積み上げて算出

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局 防災課

災害査定官（事業） 向井 正大 （内線35752）

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

FAX 03-5253-1607

■ 使用限度額を撤廃したことによる効果

- ・ 使用限度額1,000万円未満に対する対象割合
昭和62年：全災害復旧工事の約9割が対象
平成25年：全災害復旧工事の約5割が対象

※全災害復旧工事箇所数 約15,000箇所



使用限度額を撤廃したことにより 全ての災害復旧工事が対象

■ 災害査定事務の効率化

- ・ 積算にかかる業務量が約1/5に減少